

様式第2号(第7条関係)

会議録

会議の名称	川島町学校跡地・施設利活用検討委員会・第3回目			
開催日時	平成30年12月25日(月)午後3時00分~午後5時10分			
開催場所	旧川島町立小見野小学校2階図書室			
議題	学校跡地・施設の利活用基本コンセプトのさらなる具現化について 学校跡地・施設の利活用アイデア説明者からのヒアリングについて			
公開・非公開の別	公開・非公開・一部非公開			
非公開の理由 (非公開の場合のみ)	協議事項(2)については公表によって事業者に不利益をおよぼすおそれがあるため非公開とする。			
出席者	委員	藤間委員長、清水副委員長 神山委員、下委員、戸森委員、今井委員、井上務委員、中里委員、猪鼻委員、野村委員、石川委員		
	事務局職員	藤間政策推進課長、石島主席専門員、坪内主幹、関根主査 埼玉県住宅供給公社事業推進部大森副部長、山中主幹、細田主任		
配布資料	資料1 第2回川島町学校跡地・施設利活用検討委員会での意見・決定事項 資料2 川島町における学校跡地・施設の利活用にかかる基本コンセプトのさらなる具現化 資料3 学校跡地・施設の利活用方法に関して各課から提案されたアイデアのカテゴライズ化 資料4 民間事業者で運営する施設として考えられる学校跡地・施設の利活用アイデアの検討 資料5 行政で運営する施設として考えられる学校跡地・施設の利活用アイデアの検討 資料6-1 旧出丸小学校及び周辺環境の特徴 資料6-2 旧小見野小学校及び周辺環境の特徴			
審議会等の内容・概要				
協議会等の内容・概要				
1 開会				
2 あいさつ 委員長				
3 議事				
(1) 会議の公開について	協議事項(1)については公開とし、協議事項(2)については、全部を非公開とする。			
(2) 会議録及び会議署名委員の指名について	今井委員と、中里委員の2名に決定した。			
4 協議事項				
(1) 学校跡地・施設の利活用基本コンセプトのさらなる具現化について				
資料1~6について説明。				
【質問】前回の検討委員会の確認にもなりますが、活用アイデアを説明いただける業者の状況と高齢者の運転免許講習施設、特別支援学校などについて、分かったことを報告してください。				
【回答】植物工場の提案業者として2社選択しましたが、1社は辞退されました。また、運転免許講習施設、特別支援学校など誘致できないかという意見がございましたので、担当部署に確認したところ、そのような施設を設置したいという構想はあるものの、今のところ、具体的にいつごろ、何処に設置するなど計画策定まで至るような段階ではないということでした。そこで、公共施設の誘致はとりあえず保留し、前回からの検討内容も踏まえて、役場庁内の各課から出てきた廃校の活用アイデアも参考として、さらに検討をお願いしたいと思います。				
【質問】施設を貸し出しにあたって、町は利益を得てはいけないのですか。				

【回答】学校施設は、文部科学省から補助金を受けて整備してきた経緯があることから、売却や有償貸付する場合、国費の返還が必要とされています。ただし、無償貸付であれば、国費の返還が必要ないとされています。そこで、町としては施設を所有しながら、事業者に無償貸付し、施設の管理管理費を事業者に負担してもらう方向性を想定しています。維持管理費を事業者に負担してもらうだけでも、町にとっては財政負担の軽減になると考えています。

【質問】年間の維持管理費はどの程度ですか。

【回答】学校をやっていた時は、1校あたり年間400～500万円の費用が掛かっていました。

【質問】どの程度年数が経過すると自由に処分ができるのですか。

【回答】鉄筋コンクリート造の場合、60年とされています。

【意見】仮に返還が必要な場合でも、残存年数分だけ返還すればいいと思うし、処分しないことありきで議論していくは、活用方法の選択肢が狭まりませんか。

【回答】災害時には避難所として利用することにもなるので、施設は町が所有する考えですが、通常時に、事業者に活用してもらえないかという考え方からアイデアの募集をかけ、前回の会議でも活用方法を検討していただいたわけです。しかし、現行上の法規制が非常に強いため、なかなかこれといった活用方法を見出すのは難しいという結論になっているのはご承知のとおりだと思います。

【意見】しかしながら、何らかの事業者が施設に入ってくれれば、施設の維持管理をやってくれるだけでなく、職員が常駐するであろうから、地域の人たちに、當時、施設が解放されることにもなると思います。そのようなことからすれば、地域にメリットがあると思います。

【意見】事業者が丸ごと施設を利用してくれれば、それはそれで、町としては負担が軽減されるだろうと思いますが、学校は非常に大きな施設であることから、現実的に1事業者で利用するというのは限界があると思います。1つの事業者がメインで利用しつつも、利用していないスペースを、また別の事業者やあるいは地域住民などが利用しているという姿がやはり現実的なのかなと思います。地域の感情からすれば、1つの事業者が利用して、まったく開放されなくなってしまったら、それはそれで面白くはないと思います。

【質問】ところで、地域のコミュニティースペースとしては、どの程度確保したい考えですか。

【回答】校舎は、現在でも地域の方々に開放しており、各種趣味サークルの活動で利用されています。例えばバンドなど音楽演奏、ダンス、そのほか公民館が予約で一杯だったとの理由から、英会話教室や料理教室でも利用されています。事務局の考えとしては、公民館の一番大きな部屋が100m²なのですが、校舎にもこれと同程度の面積を確保する考えから、教室2～3部屋でないかと考えています。

【意見】施設の維持管理については、事業者だけで賄うのも正直厳しいのではないかと思います。地域が協力して敷地内の除草作業をするなど、公民連携で協力体制が築けると良いと思います。

【意見】前回の会議では、現行の都市計画法上のルールからすると、宿泊施設が難しいとのことでありました。地域の活性化を考えた場合、宿泊施設の設置も考慮してもらわなければならないと考えます。町にはあらゆる手段を講じて、宿泊施設の設置を考えもらいたいと思います。

【意見】特に水害時を想定した場合、校舎の2階3階が被災者の生活の場になると想定されます。このようなことからすると、いざという時のためにも、校舎の中に宿泊できる部屋が必要だと思います。例えば、ベッド、浴場、シャワー、足腰の弱い高齢者に配慮すればエレベーターも必要だと思います。

【回答】事情は理解できますが、整備内容については、よくよく内容を精査する必要があると考えます。

【回答】災害時には避難所として施設内に宿泊することは出来るのですが、當時宿泊できる

施設とすることは、現行の都市計画法上のルールの中では、やはり非常に困難と言わざるを得ません。

【意見】廃校を宿泊施設にできないというならば、近隣の農家に泊めてもらうとか、空家を宿泊施設として利用するとか、別の手段があるのでないでしょうか。

【回答】法律のルールをかいくぐるというわけではありませんが、廃校の施設内に宿泊施設を設けることができるのか。それともできないのか。町として、よく検討させてください。

【質問】スポーツ施設とスポーツクラブはどう違うのですか。

【回答】現在でも、グラウンドと体育館は、地域のスポーツ・レクリエーション施設として、ゲートボールやバレーの団体などに利用されていますが、現状の利用方法と変わらずに施設を開放するものをスポーツ施設という捉え方で考えています。スポーツクラブというのは、グラウンド、体育館に止まらず校舎まで一体として、スポーツ関連の施設として使用し、その管理運営は、民間のスポーツ施設運営業者に任せられるような非常に規模の大きなものをイメージしています。

【意見】都内だと公民館などコミュニティ施設が足りないことが問題となっていますが、この町では、人口の割にコミュニティ施設が多くて恵まれていると思っています。しかし、施設の数に対して、利用率はどうなのかなという疑問はあります。

【質問】公民館の利用状況はどんな感じですか。

【回答】公民館には、2階の大会議室のほか1階の和室があるわけですが、現在の公民館のスペースだけで間に合っていると考えています。

【意見】いくら施設があっても利用してくれる人がいなくては意味がありません。違った視点とか思いますが、町外から若い人たちが来てくれるような魅力ある事業を実施しなければならないと思います。

【質問】学校はすべて耐震化されていましたか。

【回答】その通り。すべて耐震化は済んでおります。

【質問】公民館の耐震化の状況はどうなっていますか。

【回答】耐震化の済んでいない公民館が5施設ほどあります。

【意見】廃校施設内に公民館を移してもよいのでしょうか。

【意見】文化財の展示というのはなかなか良いのではないでしょうか。

【質問】文化財として具体的にはどのような物があるのですか。

【回答】土器とか昔の農民具、例えば、蓑、草鞋、犁とか鍬とかそういった物が保管されています。これらの展示施設を設置することが、町の総合振興計画に載っております。

【質問】廃校施設を事業者が活用した場合の固定資産税の扱いはどうなるのですか。

【回答】固定資産税は所有者に対して課税される税ですが、施設は町がそのまま所有するとなれば、自治体が所有者ということで、固定資産税は非課税扱いとなります。ただし、事業者が機械や備品等を設置した場合は、償却資産として固定資産税が課税されると考えられます。

【質問】町の防災についての考え方を、今一度確認させてください。

【回答】災害時には、廃校施設全体を避難所として開放出来るようと考えています。

【質問】本日の会議で、旧出丸小学校と旧小見野小学校の具体的な活用方法をある程度見出すということでよかったです。

【回答】はい。資料6により、具体的な活用方法を書いてみていただければと思っています。

【意見】しかしそうは言っても、現段階で、これといったものに絞り込みできそうにありません。体験・宿泊施設を基本に据えながら、まずは利用を始めてみて、様子を見て段階的に、利用方法を広げていくという考え方方が良いのではないでしょうか。

【回答】次回の委員会で、事業者から説明を受けた方が、皆さんもイメージができると思いま

すので、次回以降でどうでしょうか。

【意見】 そうさせていただけると良いと思います。

【回答】 この協議は、次回に継続するということでお願いします。

(2) 学校跡地・施設の利活用アイデア説明者からのヒアリングについて

非公開審議

5 その他

今後の会議のスケジュールは、第4回を1月28日（月）午後1時20分から役場大会議室にて、第5回を2月25日（月）午後3時00分からに決定した。

会議内容について第3回は事業者からの提案内容及び役場各課からの提案内容についてとする。

6 閉会

署名	今村敏美	印
	中里昇	印